

高崎市監査委員告示第 8 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、平成29年度包括外部監査の結果に基づく措置状況の通知があったので、下記のとおり公表する。

平成30年 8月28日

高崎市代表監査委員 田 口 幸 夫

記

- | | |
|---------------|-------------|
| 1 措置通知があった年月日 | 平成30年 8月22日 |
| 2 監査結果及び措置内容 | 別紙のとおり |

平成29年度包括外部監査の結果に基づく措置内容

第4 監査の結果及び意見

項番	区分	指摘及び意見内容	措置内容	報告書 頁番号
1. 保健医療総務課				
① 休日二次医療体制整備業務及び夜間急病二次医療体制整備業務における委託価格の決定について	意見	随意契約で見積書を徴収しない場合には、契約金額の決定に当たっての積算単価は、客観性のある金額を用いるべきであり、また、その算定の過程についても決裁文章の中で明確にすることが望ましい。	客観性と透明性を確保するために、見積書を徴収することを研究していく。	39
② 決裁日・完結日の記載について	意見	決裁文書等の重要な文書への決裁日及び完結日の記載を徹底すべきである。	決裁日及び完結日の記載を徹底していく。	42
③ 修正テープの使用について	意見	決裁文書等の重要な文書への修正テープの使用は控えるべきである	決裁文書等の修正は訂正印による修正を徹底していく。	42
④ 使用料の算出に当たっての端数処理及び消費税について	指摘	高崎市総合保健センター1階にあるスペースの一日当たりの使用料の算定にあたり、100円未満を切り捨てて単価を設定しているが、端数処理については規定を設けていないため100円未満を切り捨てて処理することは根拠がない。また、算定にあたって消費税が考慮されているが、適用している税率が5%であり、現行の税率8%と相違している。 使用料の算定に当たっては条例等の根拠に基づいて計算すべきであり、また、消費税率は現行の税率を使用すべきである。	使用料の算定にあたっては、高崎市行政財産使用料条例に基づき、100円未満の切り捨てて処理をせず、消費税率については8%に改める。	43
⑤ 行政財産目的外使用申請書の記載内容について	意見	高崎市総合保健センター1階にあるスペースを賃貸する際に「行政財産目的外使用許可申請書」を使用しているが、そこに「4 使用料 500円（高崎市行政財産使用料条例第2条第1号及び第2号による）」と記載があるが、第1号は適用していないことから、記載しないことが望ましい。	「行政財産目的外使用許可申請書」における記載について、適用していない第1号は削除した。	44
⑥ 自動販売機使用料の算定方法について	意見	高崎市総合保健センターの自動販売機使用料の計算が、募集要項にある計算方法と相違する点があるので、募集要項に沿った計算方法を実施することが望ましい。	募集要項に沿った計算方法で実施していく。	45
⑦ 自動販売機の設置使用料の算定に係る指針について	指摘	高崎市総合保健センターの自動販売機使用料に係る算定方法を示した指針が、高崎市行政財産使用料条例の規定と整合しないものとなっているため、整合させることが望ましい。	「自販機を設置する際の指針（ガイドライン）」を高崎市行政財産使用料条例の規定に整合するように改めていく。	46
⑧ 自動販売機売上確認方法について	意見	自動販売機使用料の算定にあたって確認している売上高の報告について、現状は業者の自己申告に基づいているが、より客観性を確保するために自動販売機に設置しているカウンタ帳票を確認資料として提出させるようにすることが望ましい。	カウンタ帳票の提出を求めていく。	47
⑨ 保健所運営協議会の活性化について	意見	地域保健法第11条に基づき保健所運営協議会が開催されているが、そのメンバー構成や、審議時間などを考慮すると、会議の充実、活性化に向けてさらに検討の余地があると考えられる。	会議の運営にあたっては、メンバー構成や会議の充実、活性化に向けて研究していく。	48
⑩ 備品の管理小票について	意見	備品について、現物の管理状況を確認するために管理用のシールと備品台帳を照合したところ、管理用のシールが貼付されていない事例があった。	管理用のシールが貼付されていない備品にシールを貼付した。	50

項番	区分	指摘及び意見内容	措置内容	報告書 頁番号
① 備品台帳の所管について	意見	備品台帳上、保健医療総務課の所管となっている備品を確認した結果、現状は、生活衛生課の所管となっていくものがあった。所管換えがあった場合には備品台帳についても適切に変更すべきである。	備品の所管換えの際は、備品台帳の変更を徹底していく。	51
2. 保健予防課				
① 予防接種の委託単価の決定について	意見	高崎市では、各種予防接種の実施にあたって高崎市医師会等と業務委託契約を随意契約により結んでいるが、価格決定の起案書に算定過程が含まれていない。決裁の対象として価格決定の決定過程も対象に含めるべきである。	今後は価格決定について、算定過程を含めて決裁を受けるよう徹底していく。	69
② 劇物の管理について	指摘	微生物検査室（感染症）の机の引き出しに劇物を保管している事例があった。当該引き出しには劇物の表示がされていたが、施錠はされていなかった。	当該劇物を施錠可能な薬品棚に移管し、適切な管理を徹底していく。	70
③ 劇物の管理簿	指摘	微生物検査室（感染症）に劇物を保管しており、劇物管理簿を作成しているが、必要な記載事項が適切に記載されていない。	劇物の管理は、購入、使用、廃棄等の際に劇物管理簿へ必要事項の記載を徹底していく。	70
④ 新興・再興感染症に対応するために実施する訓練について	意見	保健予防課では、新興・再興感染症対策の取り組みをしているが、平成27年度まで実施していた新型インフルエンザ対策等の訓練が平成28年度は実施されていない。流行が収束したとはいえ新興・再興感染症が発生した際に市民の生命・身体の安全に直接影響があることを考慮すれば、訓練には前向きに取り組んでいただきたい	平成29年度は実施し、平成30年度以降も毎年訓練を実施していく。	71
⑤ 薬品管理台帳の具備について	意見	薬品管理に関して、薬品管理台帳の提出を求めたところ、保健予防課に関するものが確認できなかった。	薬品管理台帳を整備し、適切な管理をしていく。	73
3. 健康課				
① 調理実習負担金について	意見	調理実習負担金の徴収に関する考えを明確化するために、負担金の徴収については統一的な取り扱いをする方向で検討されたい。	調理実習事業の負担金については、統一した額を徴収していく。	96
② 備品台帳の除却処理について	意見	健康課所管の備品に関して、備品台帳に登載されているものの、既に廃棄されて現物が確認できないものがあった。廃棄された備品に関しては、適時適切に台帳から削除すべきである。	備品異動の都度、台帳整備を行っていく。	96
4. 生活衛生課				
① 決裁文書の「公印使用」欄について	指摘	公印を使用する際には、決裁文書の「公印使用」欄又は上部余白への公印使用の旨の表示を徹底すべきである。	公印規則に従い、公印使用の旨の表示を行っていく。	111
② 生活衛生指導事業における立入検査の目標設定について	意見	生活衛生営業六法に基づく立入検査は、与えられている人員で効率的かつ経済的に実施されているが、検査事業の重要性を考慮した場合、特に理美容所に対する立入検査の頻度を高められるような人員配置が望まれる。	今後、立入検査の頻度を高められるよう研究していく。	111
③ 営業許可書の交付日の管理について	意見	営業許可書の交付日の管理を徹底し、事後的に営業許可書の交付日を把握することのできる仕組みを設けることが望まれる。	交付簿を作成し、営業許可書の交付日を記載していく。	113

項番	区分	指摘及び意見内容	措置内容	報告書 頁番号
④ 監視指導票に記載すべき事項の記入漏れについて	指摘	監視指導票を交付する際には、指摘事項のある項目について、どのような対応を行うべきか、明確に記載してから交付するべきである。	指摘事項がある場合は、今後取るべき対応を特記事項欄に具体的に記述するよう研究していく。	113
⑤ 監視指導票の様式を定める要領等の整備について	指摘	現在使用している監視指導票は群馬県で使用しているものに倣ったものであるが、高崎市の規則等に当該文書の様式を定める要領等が整備されていないことから、文書の重要性を考えると要領等の整備を行うべきである。	高崎市の監視指導の実施について定める要領を作成していく。	114
⑥ 取扱要領の条例参照規定が現行の条例と合致していないものについて	指摘	高崎市自動販売機による食品営業に係る営業許可等の取扱要領第3条第1項の規定を、高崎市食品衛生法施行条例の規定に合わせて変更すべきである。	取扱要領の規定を条例に整合するように改めていく。	115
⑦ 営業許可書の交付について	意見	営業許可書の交付を徹底すべきである。	交付簿に営業許可書の交付日を記載して、未交付が無いよう交付を徹底していく。	116
⑧ 食品営業チェックシートの記載事項について	意見	現地調査を行う際に作成する「食品営業チェックシート」には、調査日や相談日、屋号なども記載しておくことが望ましい。	「食品営業チェックシート」の内容を検討した結果、屋号、調査日、相談日は、一体管理している申請書類の記載と重複するため、当該項目を様式から削除した。	116
⑨ 食品衛生指導検査事業における施設への立入検査の目標値の設定について	意見	立入検査に関して、具体的な目標値を設定することが望まれる。	今後は監視指導計画策定時にDランクの施設の立入目標値についても具体的に設定するよう研究していく。	117
⑩ 食品営業施設の監視指導計画立入検査の実施率の表現方法について	意見	食品営業施設への監視指導計画立入検査の実施状況を公開しているが、「立入検査実施率」として公表している数値は、立入目標回数に対しての実施率を計算したものであることから、計算方法に則した表現に変更することが望ましい。	今後は監視指導計画策定時に「立入検査実施率」を「立入検査目標達成率」の表現に変更していく。	118
⑪ 食品等検査業務の外部委託化の検討について	意見	高崎市保健所では、一部の例外を除き食品等の検査業務をすべて自前で実施しているが、細菌検査および理化学検査などの市民の健康に直接的に影響を与える検査業務に十分な人員とコストが割けない状況にあることから、部分的に外部委託できる業務については、積極的に可能性を検討して、与えられた予算や人員でより効率的に検査業務が遂行できる方法を模索されたい。	食品の放射性物質や残留農薬の検査については、その全部または一部について既に外部委託を実施しているが、収去検査は結果によっては行政処分を伴うため、外部委託については今後研究していく。	119
⑫ 薬品管理台帳のデータ管理について	意見	薬品管理台帳の記載内容を確認したところ、使用期限が誤って登録されているものがあった。	試薬のデータベース登録及び削除等の管理は、複数人により確認を行っていく。	120
5. 食肉衛生検査所				
① 毒物劇物の管理について	指摘	毒物劇物の管理について、食肉衛生検査所の細菌室内において、毒物劇物保管専用の冷蔵庫（施錠あり）がないため、一般薬品用の冷蔵庫（施錠可）内に一部の劇物が保管されていた。また、解剖室内のシンク下のスペースに劇物が置かれていた。 毒物劇物は盗難や紛失の防止のために必要な措置を講じる適切な保管方法を徹底すべきである。	全ての毒物劇物について、専用の施錠付き保管設備により、一般薬品とは明確に区別して管理するよう措置を講じていく。	125
② 毒物劇物の管理方法について	意見	毒物劇物の管理に関して、食肉衛生検査所では毒物劇物管理簿を備えているが、定期的な実地棚卸を行っていない。管理簿の精度向上や紛失・盗難の早期発見といった観点から定期的な実地棚卸を行うことが望まれる。	定期的に毒物劇物の在庫量と管理簿の突合による実地棚卸を実施し、所属長が記録を確認する管理方法を研究していく。	126

指摘 9 件
意見 23 件
計 32 件